

# 初めて障がいの福祉と 出会うあなたへ・2

～「障がい」ってなに？（その2）～

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長  
（公社）発達障がい連盟 発達障がい白書・JLニュース編集長  
内閣府障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員  
厚生労働省障がい児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

# 「障が<sup>い</sup>がいい」の定義・2

# 「障がい」の定義・2

1. 「障がい」の定義は、いわゆる「〇〇障がい者福祉法」タイプの法律以外にも置かれています
2. 基本的にはこれまで取り上げてきた障がいの定義と歩調を合わせていますが、それぞれの法律が所管する分野に応じてアレンジされています
3. そのため、たとえば「身体障がい者手帳の交付は受けていないが、障がい基礎年金は受給している」といったケースも発生します

# 児童福祉法における定義は？

## 児童福祉法第4条（定義）

この法律で、障がい児とは、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい者支援法に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障がい者総合支援法の政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。（一部略）

児童福祉法では手帳の有無を問わずに「障がい児」として位置づけ

# 学校教育法における定義は？

## 学校教育法第72条（特別支援学校）

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すととともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

# 学校教育法における定義は？

## 学校教育法第81条（特別支援学級・1）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

# 学校教育法における定義は？

## 学校教育法第81条（特別支援学級・2）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障がい者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

学校教育法では支援学校と支援学級で対象となる障がいが異なる

# 障がい者雇用促進法における定義は？

## 障がい者雇用促進法第2条（定義・1）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。



# 障がい者雇用促進法における定義は？

## 障がい者雇用促進法第2条（定義・2）

- 二 身体障がい者 障がい者のうち、身体障がいがある者であつて別表に掲げる障がいがあるものをいう。
- 三 重度身体障がい者 身体障がい者のうち、身体障がいの程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 四 知的障がい者 障がい者のうち、知的障がいがある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 五 重度知的障がい者 知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
- 六 精神障がい者 障がい者のうち、精神障がいがある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

障がい者雇用促進法では「重度」という概念がある

# 医ケア児支援法における定義は？

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条（定義）

この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。（一部略）

医ケア児支援法では「障がい」ではなく医療ケアの有無がポイント

# 障がい者文化芸術推進法における定義は？

障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律第2条（定義）

この法律において「障がい者」とは、障がい者基本法第二条第一号に規定する障がい者をいう。

障がい者文化芸術推進法では、基本法の「障がい」定義を丸写し

# 読書バリアフリー法における定義は？

視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律第2条（定義）

この法律において「視覚障がい者等」とは、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

読書バリアフリー法では、「障がい」＋視覚認識で定義

# 電話リレー法における定義は？

聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律第2条（定義）

この法律において「聴覚障がい者等」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある者をいう。

電話リレー法では、「障がい」の状況を限定して定義

# 国民年金法における定義は？

## 国民年金法第30条（障がい基礎年金）

障がい基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初診日において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（障がい認定日）において、その傷病により次項に規定する障がい等級に該当する程度の障がいの状態にあるときに、その者に支給する。（一部略）

国民年金法では、あくまで別個の「障がい」状態を法律で定義

# 「障がい」の定義・まとめ

1. 「障がい」の概念には医学モデルと社会モデルがあり、世界的には社会モデルが主流となっているが、日本においては医学モデル（機能障がい）での判定も多く残されています
2. 法律ごとにみると、主に給付や支給決定を伴う法律では医学モデルの採用が多く、理念法タイプの法律や権利擁護系の法律では社会モデルの採用が多いようです

# 医学モデル・社会モデル採用比較

医学モデル	身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、学校教育法、障がい者雇用促進法、国民年金法
社会モデル	障がい者基本法、発達障がい者支援法、障がい者虐待防止法、障がい者差別解消法、障がい者文化芸術推進法、読書バリアフリー法（微妙）、電話リレー法（微妙）

※ あくまで又村の主観による分類です



# 「障がい」の定義・まとめ

3. そのことに加えて、日本ではそれぞれの制度を所管する法律に障がい児者を位置づけているため、制度の趣旨や目的に応じて「障がい」の定義にもアレンジが加えられています（障がい者のことだけを他の法令から切り離さない方向は妥当）
4. あるべき「障がい」定義・概念を議論することが重要だが、他方で現状における各法の「障がい」定義を理解しておくことも必要です

# 障がい者手帳のこと

# 障がい者手帳制度

1. 障がい者手帳には「身体」「知的」「精神」の3種類があり、いずれも医師の診断や公認心理師による検査などにより判定します
2. 身体障がい者手帳は「身体の部位などで分類され、主に「視覚」「聴覚」「言語」「平衡」「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」「内部（内臓）」「免疫」に分かれています
3. 身障手帳等級は1級から7級、数字が小さいほど重く、専門医の診断書により判定します

# 障がい者手帳制度

- 異なる部位の等級は合算して上位等級へ変更されます  
(例：視覚2級、肢体不自由3級の場合は合算して合計等級は1級)
- 身体障がい者手帳は法律で定められた手帳制度であり、等級判定のルールも全国共通です
- 知的障がいの手帳は「療育手帳」「愛の手帳」「愛護手帳」などと呼ばれます
- 身障手帳と異なり法律上の定めがなく、等級判定ルールも都道府県・政令市（中核市）ごとです

# 障がい者手帳制度

8. 基本的には児童相談所や更生相談所による発達検査の知能指数によって判定します
9. 地域差はありますが、原則は知能指数（IQ）「70以下」が手帳対象の基準です
10. IQ 20以下が「最重度」、21～34が「重度」、35～49が「中度」、50から70が「軽度」とするケースが多数です
11. 児童期は2～3年に1度の再判定が必要、成人期は再判定なしが基本ですが、地域によって異なります

# 障がい者手帳制度

12. 精神障がいの手帳は 「精神保健福祉手帳」 と呼ばれ、法律で定められた手帳制度で等級判定のルールも全国共通で、精神科（小児精神科）や神経内科などの 医師による診断書を基本に等級を判定します
13. 手帳の 等級は1級から3級で、数字が小さいほど重くなります
14. 精神疾患は状態の変動が見込まれるため、 2年に1度の再判定（更新） が必要です

# 障がい者手帳制度

16. 身体障がい者手帳、療育手帳（愛の手帳）については、等級だけでなく「1種・2種」の種別が付与されています
17. 種別 「1種」は移動に付添いが必要、「2種」は単独で移動が可能という扱いで、公共交通機関の割引を受ける範囲に影響します
18. なお、精神障がいの手帳には種別がなく、公共交通機関の割引もほとんど対象になっていません

# 障がい者手帳

# があると使える制度



# 各種の料金・税金等軽減

1. 障がい者手帳の提示等により、交通機関の運賃や施設利用料金の割引、税金の減免などを受けることができます
2. JRについては、手帳の提示で運賃の割引があります  
(ただし、精神保健福祉手帳を除く)
3. 手帳種別「1種」の場合は本人と同行者1名まで半額割引、種別「2種」の場合は本人が101キロ以上乗車の場合に半額割引となります
4. JR以外の民鉄も基本的には同様の取扱いですが、2種の扱いに多少の差があります

# 各種の料金・税金等軽減

4. バスについては、手帳の提示で（長距離路線を含む）路線バスの運賃が半額割引となります（割引ルールはJRと同じ）
5. タクシーについては、手帳の提示で1割引のほか、地域によっては初乗り相当額を補助する「タクシー券」の発行もあります
6. フェリーや定期航空便にも割引制度があります
7. 割引の適用条件などは必ず事前に確認

# 各種の料金・税金等軽減

7. 有料道路については、1種は同乗または自己運転、2種は自己運転しているときに概ね半額の割引となります（自己運転は身障手帳のみ有効）
8. 公共施設については、全国ほとんどの場所で手帳提示により本人と同行者が無料となります（同行者が無料になる人数は施設によって異なります）
9. 重度障がいの場合、手帳の提示で水道、下水道の基本料金割引がある地域もあります

ご清聴  
ありがとうございます  
ございました

# ご参考まで・・・（その1）

## 全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくと  
たいがいはトップで表示されます。

QRコードはこちら！

# ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障がい福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



# ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると『手をつなぐ』が届きます！！

「手をつなぐ」は、知的な障がいのある当事者（本人・家族）に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です。

賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

1か月あたり約350円！

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsunagu>  
（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



# ご参考まで・・・（その4）

## 「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障がいのある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障がい以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障がいのある人、障がいのある人の家族（親、きょうだい）、障がい福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）

専用ページは  
こちらから！





# おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障がいのある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。(年齢による保険料変動がなく、告知不要)

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

団体契約により**保険料10%割引!**

⇒ 病気やけがで長期休業(退職)になった場合に給与の60%程度を補償(精神疾患による休職も2年間補償)

知的障がい者を支える方向け  
「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険  
+ 葬祭費用等補償特約

知的障がい者本人  
の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え  
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン